

『議会改革推進特別委員会』の設置について

平成 25 年 1 月 21 日決定

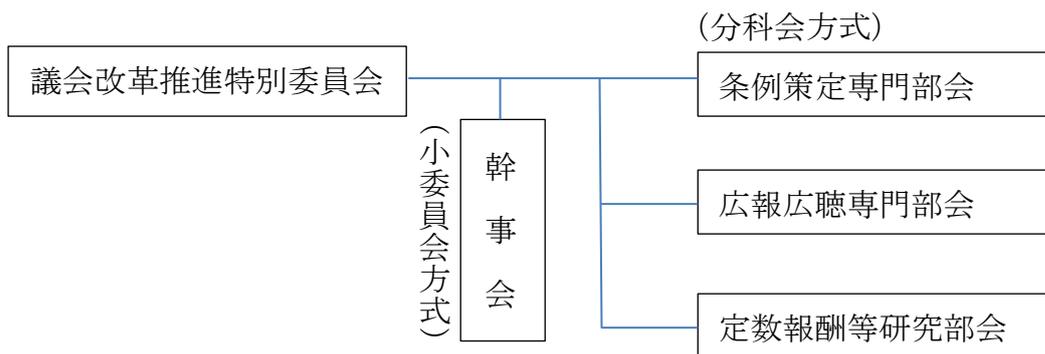
1 設置の目的

近年の地方自治体における自己決定権と責任領域の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、執行機関に対する監視機能の一層の強化と、議事機関としての政策形成機能の充実、さらに市民に対する最終決定機関としての議決責任はもとより説明責任がこれまで以上に求められている。

こういった認識に立ち、その機能を十分に発揮し、合議体である議会としての役割と責任を果たしていくためには、積極的に議会の見直しと活性化を進める「議会改革」の取り組みを推進していくことが喫緊の課題である。

このことから、議会改革推進特別委員会を設置するものである。

2 組織構成図



3 委員会に関する規定

- (1) 特別委員会は、議長を除く委員 23 名で構成する。
- (2) 幹事会の正・副幹事長は、特別委員会の正・副委員長が兼務する。
また、幹事会の委員には、各部会の正・副部長を充てる。
- (3) 特別委員会の委員長は部会に属さない。
- (4) 議長は、自治法 105 条により委員会、小委員会及び部会に出席し発言できる。
- (5) 部会は、審査経過を幹事会に報告する。
- (6) 幹事会は、各部会の審査経過報告を受け、各部会間の情報共有を図るとともに、必要に応じて各部会間の調整を図る。
- (7) 幹事会については幹事長が招集し、部会については各部長が招集する。

4 各部会の所管事項

○条例策定専門部会

平成 25 年中の議会基本条例の制定を目指し、策定作業を行う。
また、他の部会に属さない改革事項の推進を図る。

短期 - (1) 議会基本条例の制定

- ③ 請願・陳情提出者の意見陳述
- ⑤ 議員間討議の実施
- ⑥ 議決事件事項の拡大
- ⑦ 反問権の付与の検討
- ⑧ 議員の政治倫理の検討
- ⑨ 通年議会の導入の検討

短期 - (3) 一般質問の運用見直し

長期 - (1) 会派室の充実

○広報広聴専門部会

議会広報・議会ホームページの充実や議会報告会の企画運営など、広報広聴の推進を図る。

短期 - (1) 議会基本条例の制定

- ① 本会議以外の会議の積極的公開
- ② 議員の出席及び議案賛否の公開
- ④ 議会報告会の開催

短期 - (2) 議会広報の充実

中期 - (3) 議会ホームページの充実

○定数報酬等研究部会

議員定数のあり方、議員報酬等のあり方に関する研究を行う。

中期 - (1) 議員定数のあり方

中期 - (2) 議員報酬等のあり方

5 分科会の委員の選任について

	条例策定専門	広報広聴専門	定数報酬等研究
新政会 (6名)	◎澤里富雄 泉川博明	木ノ下祐治 上山昭彦	中塚佳男 中平浩志
清風会 (5名)	宮澤憲司 ○小柳正人	堀崎松男 ○畑中勇吉	◎高屋敷英則
政和会 (4名)	濱欠明宏 小倉建一	大沢俊光	○砂川利男
創政会 (3名)	下川原光昭	◎藤島文男	下館祥二
日本共産党 久慈市議団 (2名)	小野寺勝也		城内仲悦
会派に属さ ない議員 (2名)		梶谷武由	山口健一
計 (22名)	8名	7名	7名

※桑田鉄男委員長を除く。